本田浩邦『アメリカの資本蓄積と社会保障』日本評論社、2016年

内容要約

本書は、戦後アメリカにおける持続的成長のもとでの高雇用と社会保障の基本関係、および1980 年代以降の長期停滞のもとでのその変容過程を考察し、今後の所得保障制度のあり方を検討したものである。

第Ⅰ部（「資本蓄積と所得分配」）では、戦後アメリカの資本蓄積と所得分配の展開を検討している。第1章（「戦後経済学の主要命題――予備的考察」）では、戦後経済学の成長と所得分配に関する一般的主張の論拠とそれらの実証的帰趨を考察している。戦後経済学の主要命題とは、第1は、経済成長はコブ＝ダグラス型生産関数に例示されるように労働者に対する賃金報酬と資本家の利潤とが均等にバランスをとり拡大し、貯蓄は投資され、経済規模に対するそれらの比率は安定的であるというものである。第2は、経済成長は技術革新によってもたらされ、生産性の拡大が大多数の人々の生活水準を向上させるというものである。第3は、均衡的な成長と実質賃金上昇のもとで、経済不平等は是正されるというものである。このように、戦後の経済学は、伝統的な古典派のストイックな理論的形質を保持しつつも、国民全体の生活の実質的な向上を展望する楽観的な要素を含んだものであった。

第1命題については、コブ＝ダグラス型を考案したポール・ダグラスの生産関数の理論と、1930年代半ばのハロルド・モールトンらブルッキングス研究所のグループによる批判とを対比させた。ダグラスが1920年代まで数十年間の各地の資本蓄積に均衡的な特徴を見いだしたのに対し、モールトンらはまさにその同じプロセスが独占的産業の価格維持政策によって生産と投資が抑制された結果によるものであると主張し、30年代の経済停滞を条件付ける消費と投資との相互的な抑制を認めた。こうした批判はその後ミハウ・カレツキやジョセフ・シュタインドルらに継承され「独占的停滞」の理論として展開される。さらにフランスの経済学者トマ・ピケティは近年1970年代以降、主要先進国において、所得格差の拡大に伴い一般労働者の実質賃金が下落し、労働分配率が長期的に下落する傾向がみられることを実証的に示した。

技術進歩と経済成長に関する第2命題については、新古典派経済成長理論をめぐる論争を手がかりに技術進歩と経済成長との関係を検討した。マーティン・ワイツマンは、ロバート・ソローらの成長理論が有効需要の問題を方法的に度外視したことによって、不完全市場のもつ歪みを看過していると批判し、全体として有効需要の問題を抱え萎縮した経済を是正することは市場それ自身によっては不可能であると結論づけている。1980年代以降、技術進歩による物理的な収穫逓増は、より強い経済成長ではなく、企業間の破壊的競争と技術的失業を生みだしつつ展開されている。全般的な賃金抑制と所得分配の不平等拡大による慢性的な需要制約によって技術革新と実質賃金成長との結びつきの経路が寸断されている。

所得平準化についての第3命題については、サイモン・クズネッツの仮説を検証している。アメリ

カの所得格差は1940年代前半に集中的に是正されたものの、その後は、いわゆる「クズネッツ曲線」が示唆する予見に反し、1970年代初頭の賃金・物価政策を皮切りに、平準化された分配状況は段階的に侵食され、急激な上位集中型の経済格差が現れた。現在、最上位1%が現在所得の25%、資産の35%となり、資産の最上位1%シェアは戦前水準にすでに回帰している。ピケティは、所得税制、法定最低賃金、さらには所得分配をめぐる「社会的規範」の変化を重視し所得分配の不平等について独自の視点を与えることによって、ゴーディン＝マーゴ、ゴーディン＝カッツらの分析の不完全さを補っている。

第2章（「アメリカにおける資本蓄積と所得分配――1945－2015年」）では、戦後アメリカの資本蓄積の基本的な指標を分析し、長期停滞の構図の解明を試みている。1970年代初頭までは労働生産性の上昇は実質賃金の上昇とほぼ歩調を合わせた。ところが1970年代以降、実質賃金の上昇の伸びが急激に鈍化し、経済成長と乖離し始めた。戦後成長の終焉とともに投資と生産性は徐々に停滞し、人びとの受け取る実質的な労働報酬はその生産性の伸びを大幅に下回り、現在では、「第3次産業革命」といわれる技術革新のなかで「技術的失業」の可能性が取り沙汰されている。企業の生産的投資の規模は利潤シェアの拡大や国内貯蓄と海外からの資本流入の拡大によって可能となる投資能力に対応するよりも、むしろ国内需要に対応して抑制的に調整されている。生産的領域から排除された資金は金融資本市場、企業買収市場で運用され、一部は投機的に用いられている。こうした企業行動によってアメリカの経済成長の長期停滞と間歇的なバブル（信用膨張）の土壌が形成されている。本章ではこうした問題の説明を、主としてカレツキ、シュタインドルらポストケインジアンの理論に依拠し説明している。

第3章（「資本蓄積の現代的領域――T・ピケティ、R・ゴードン、W・ボーモル」）では、トマ・ピケティ、ロバート・ゴードン、ウィリアム・ボーモルらの研究の検討をとおして、1970年代以降、資本主義諸国の経済成長を減速に導いた歴史的転換点の構造や失業のメカニズムを考察している。ゴードンの成長率低下の理論、ボーモルの「コスト病」の理論は、相まってトマ・ピケティの悲観的な将来予想を裏付けているように思われる。アメリカで現在は支出の 60%を占める福祉項目は、今後、経済成長率をはるかに上回るペースで伸びていくものと予想されている。そしてその最大費目はボーモルのいうとおり医療費であろう。戦後長期の経済成長を主導した産業分野が1970年代以降、「テクノロジー失業」によって雇用吸収力を弱め、多くの国民がコスト病の「停滞部門」に従事するようになったために、「停滞部門」の低賃金雇用や不安定雇用への従事者が医療、年金、教育、文化などのコストを支払えず、社会保障制度の骨組みが弱まる。今後膨れ上がる政府債務とともに、人々は債務とインフレのリスクに怯えている。既存の社会保障制度はその意味でコスト病の時代にマッチしていない。社会保障支出の削減、労働条件の一層の切り下げという緊縮政策に代わる代替的な経済政策が必要である。コスト病を抱えた経済システムは、その意味で、新たな 21 世紀型の社会保障制度を必要とし、それなしに経済システムは安定しない。

第4章（「『余剰』の経済学」）では、「経済的余剰」の問題を取り上げている。1930年代の大恐慌は、ケインズが『一般理論』において「過剰のなかの貧困」に言及したように、〈希少性〉と〈余剰〉というこの古くからあるパラドキシカルな原理的な関係に注意を喚起した。しかしその後、この問題は

十分に咀嚼されないまま表舞台から姿を消した。本章では、ケインズ、マルクス経済学および制度派経済学の資本蓄積に関する諸見解を〈希少性〉と〈余剰〉の視点から考察している。大多数の人々の所得の伸びがおさえられることによって、基礎的な生活手段に対する需要が制約され、そのためある領域では潜在的な〈余剰〉と投資の停滞が生まれ、他の領域では様々なかたちで〈希少性〉が生み出されている。〈希少性〉と〈余剰〉とはたんに寡占部門と競争部門とで済み分けられるのではなく、同一平面上に存在する。こうした生産性と成長の関連をめぐる問題は制度派経済学や社会学の分野で消費文明批判として展開されている。

第Ⅱ部(「社会保障制度」)は、アメリカの社会保障制度の特徴を分析している。第5章(「アメリカの社会保障制度――年金・医療・貧困対策プログラム」)では、こうしたアメリカの社会保障制度の特殊性に留意しつつ、年金制度、医療保険制度、貧困対策プログラムの 3 つの領域について、それぞれの制度の歴史的展開と改革の現状をみている。現在のアメリカにおける社会保障制度は高雇用体制を前提に、人々が労働市場から離脱した場合にのみ、社会が一時的な救済の手をさしのべるものとして作られたものである。アメリカの年金・医療制度は、ヨーロッパや日本と比べて民間保険制度の比重が重い。また、貧困対策プログラムは給付条件が厳しく、就労促進的要素が強い。こうしたアメリカの社会保障制度の特殊性は、「二重構造」(dual structure)とも表現されるアメリカの労働市場の強い階層性に対応したものであり、制度による恩恵が上層の労働者に手厚く、下層の労働者に行き渡りにくいという機能的な特徴をもっている。

アメリカの社会保障制度をめぐっては、過去数十年にわたって公的および私的年金財政の悪化、医療保険負担の増加、膨大な医療保険未加入者の存在、貧困対策費用の増加といった制度全般にわたる問題が指摘されてきた。国際競争、技術革新、サービス経済化の進展によって、企業の業態変換が激しくなり、企業の雇用能力が衰弱すると、高雇用を前提とし、職域を通じて年金・医療など社会保障制度へ加入するというこれまで方式で制度を維持することはますます難しくなりつつある。選別的で普遍性の希薄なアメリカの社会保障制度が、その土台となる雇用体制の弱体化に伴って、その対象を狭め、機能を低下させている。とくに雇用流動性の高い中位所得層以下の労働者層、家計が制度の対象からはずれがちとなる。

1980 年代以降、こうした社会保障制度の一連の問題に対して行われてきた改革は、年金給付条件の厳格化、貧困対策における就労促進強化といったいわゆる新自由主義的な施策であったが、それは総じて、経済生活上のリスクとコストを国や企業から労働者、家計にシフトさせるものであり、民間制度の比重が重く、就労促進的というアメリカの社会保障制度の伝統的な特殊性をむしろ強めるものであった。しかし雇用環境が不安定化し、労働市場がまともな雇用を提供できなくなりつつある今日、リスクと保険料を追加的に負担させる改革には限界がある。

このような労働市場との相互的な関係に鑑みていえば、社会保障制度は次の二つの面で、より普遍的なものに組み替えられるべきである。第 1 に、社会保障を職域と切り離さなければならない。その二つを結びつけている現在の制度は、雇用を産業構造の変化に柔軟に対応することを阻害し、すべての国民を年金と医療保障に包含することを妨げている。第 2 に、より根本的に、雇用と保障

を切り離すべきである。労働市場が十分な雇用を準備できなくなりつつある以上、就労と保障とを強く関連づけることに合理的な根拠はない。戦後ケインジアン体制の高雇用政策と社会保障制度のカップリングはあくまで経済が十分な雇用を創出する機能を前提したものであり、その前提が浸食されれば、それは持続可能ではない。労使折半の保険料方式にもとづく制度を維持しようとすれば、労務比率の高い中小企業の負担が重くなり、また、退職までの賃金格差が退職後の所得格差に結びつくなどの弊害が避けられない。社会保障制度はあらゆる面で困難を抱えているが、この問題の性質は、職域による拠出ベースではなく、税法式による普遍的でシンプルな社会保障制度に向かうべきことを示唆していると思われる。

第6章（「オバマケア――医療保険制度改革の分岐点」）では、オバマ政権の医療保険制度改革の試みが直面している現状と課題を考察している。広大な無保険者層に公的な医療支援を持ち込もうとするオバマケアをとりまく状況は複雑かつ厳しい。今日なおも医療への公的支援に対する敵対的風潮は強い。制度的歪みに加え、医療産業自体が医療保険会社とプライベートエクイティ会社に深く蝕まれている。

脆弱な労働市場の土台のもとでは安定的な社会保障制度は成り立ちにくい。社会保障財政の膨張に対して、受給者をバッシングし、制度の就労義務を強めようとする対策がとられてきた。しかしこうした対応は、労働市場がまともな雇用と報酬を生み出すというこの制度の前提そのものが失われつつあることを無視したものである。労働市場に十分に包摂されない労働者を、その排除メカニズムをそのままにしてそこへ押し戻すというのは問題の解決策ではなく、それ自体が新たな問題を生むものである。アメリカのリベラル派のあいだでも既存のニューディール型社会保障に対する思い入れは根深く、その単純な維持、拡大を主張する人びとも少なくない。その意味では、アメリカの既存の社会保障制度に対する評価は定まっていないように思える。

第Ⅲ部では、こうした労働市場と社会保障制度の限界に対する認識から現れてきたも普遍的所得保障の考え方を検討している。将来的に有効な社会保障制度の実現は、既存の制度の単純な量的拡大によっては成し遂げることができない。既存の制度を、就労その他の給付条件をつけない普遍主義的なものに作り替えることこそ、問題の解決に導きうる道である。

第7章（「戦後アメリカにおける普遍的所得保障――『家族支援計画』（FAP）不成立の経緯」）においては、1960年代後半に、「負の所得税」という制度の導入によって社会保障制度を普遍的に作りかえようとした当時の議会内外の動きを考察している。アメリカでは、1964 年から 1971 年までの短い期間に、社会保障制度の普遍主義的な改革の試みが行われた。1969 年、ニクソン政権による「家族支援計画」(FAP)は、家計の申告所得が一定水準を下回った場合に、その差額をマイナスの税金、つまり社会的給付として補足するという「負の所得税」を組み込んだものであった。それは OASDI（老齢障がい遺族年金）と異なり、特定の労働能力の欠如を求める厳格な給付条件がなく、また、AFDC（児童扶養世帯補助）とも異なり、子育て世帯に限定せず、就労・未就労の区別もなく、就労しつつなおかつ低所得であるといういわゆるワーキングプアへの給付にも道を開こうとするものであった。つまり、この法案は、貧困対策のための社会的給付からカテゴリカル（選別的）な

性格を取り去り、労働と保障を切り離す端緒を切り開こうとしたものであり、当初の支給金額こそ低かったものの、質的な面では実現していれば社会保障制度改革の歴史において画期的な意義を持ちえたものであった。

第8章(「普遍的所得保障の思想的系譜――予備的考察」)では、そうした普遍主義の思想的源流を振り返っている。普遍的社会保障制度の構想は、それがどのような視点からのものであれ、一般に社会的給付を就労と切り離し、就労を前提しない無差別の適用を行うという点で伝統的な社会保障の基本理念とは質的に異なることから、強い反対論に晒されている。こうした批判に答えるために、ここでは普遍的所得保障の依って立つ思想史的根拠を明らかにする。普遍的な社会保障制度に対する要求は、直接には、第二次世界大戦後に主要先進国において形成された社会保障と完全雇用の体制の行き詰まりに対する危機感と反省から現われてきたものであるが、同時に、その内容は多かれ少なかれ過去の経済思想に手がかりを求めたものである。18 世紀の啓蒙思想の流れは、19 世紀以降、所有権の絶対不可侵を主張する立場と、所有権に対する生存権優位を主張する「新しい自由主義」(new liberalism)、社会主義、共産主義などへと分岐していく。しかし、20 世紀に現われた現実の社会主義体制は、その本来の理念とは裏腹に、基本的人権そのものを抑圧する巨大な機構と化した。その過程において普遍的生存権の立場は、現在、主として政治的なリベラル派や社会民主主義者、さらにはリバタリアンの一部によって担われてきた。こうした論争の経緯を、本章では、生存権と所有権という古典的二分法から、所得再分配の形式によって「古典的自由主義モデル」「ニューリベラル・モデル」「普遍的所得保障モデル」の 3 つに類型的に分類、整理した。生存権と所有権の相互の具体的な規定関係や補完関係は古典的自由主義モデルにおいてもニューリベラル・モデルにおいても曖昧かつ不安定であった。それに対して、普遍的所得保障モデルは無条件の社会的給付を社会的生存権保障の具体的な形態であるとともに、生存権が保障されている限りにおいて所有権をも最大限保障するものとして両者の関係をとらえている。その意味で、後者のモデルにおいては、生存権と所有権の棲み分けが他の分配類型にもまして明瞭である。19 世紀において、産業資本主義の発達にともない、生存権は労働権を通じて実現されるもの捉えられるようになった。この思想的転換が 20 世紀をつうじて完全雇用とそれを補完する社会保障制度というニューディール型の結合を支える支配的な通念となった。現時点において、そうした制度的複合体の機能の低下によって、再び雇用と保障の組み合わせのあり方が根本的に問われている。トーマス・ペインやトーマス・スペンスによれば、生存権の保障は労働権ではなく、社会的生産力の一部を共有すべき経済的基本権として直接に主張されてきた。こうした見解によれば、無条件の社会的給付は、社会が歴史的につくりあげてきた農業の収益性を遺産として相続することを意味し、自然権にもとづく生存権は土地からもたらされる利益を享受する権限へと置き換えられる。したがって無業の者は、就労する人と同等の分配を要求することはできないにせよ、無業であるからといって、最低限の生存に必要な生活手段を得る権限を剥奪される理由はない。この点が 19 世紀の社会思想が導き出した普遍的所得保障の論拠である。L・T・ホブハウスは、そうした土地からの収益の共有権を他の資産にも押し広げてとらえ、その目的のために産業の統制をも含む広い政策的選択肢を許容した。

第9章（「ベーシックインカム」）では今日的な普遍的所得保障のあり方を考える。ベーシックインカムとは、現存の社会保障制度とは異なり、政府が社会成員に無条件で、就労の如何や資産の有無などを問わず一定額の給付を恒久的に行うことによって、生活の最低限（社会的ミニマム）を保障する給付制度を指す。それは、国民の様々な経済的リスクに対処し、普通教育やワクチン接種のように社会が無条件で賃金の基礎的な部分を直接保障する。それは賃金の一部を労働市場から切り離して社会化しようとするものである。この制度で生存権は国家によって無条件に保障される。本書はアメリカにおけるベーシックインカムをめぐる戦後の議論を整理している。

ベーシックインカムは、具体的には次のような機能をもつと考えられる。①無条件の恒常的な社会的給付による生存権の保障、②公的扶助や失業手当など社会保障制度の部分的代替、③人々の職業選択の可能性を広げ就労構造を変革する、④女性や児童の男性世帯主への経済的依存を軽減する役割をはたす、⑤社会保障行政の簡素化、⑥給付水準の調整によるマクロ経済のコントロールなどである。

ベーシックインカムの財政的根拠を調べるために、アンディ・スターンが最近の著書で行った予算シミュレーションを検討している。スターンは、月額1000ドルのベーシックインカムのために財政規模2兆5000ドルの予算組み換えを提案している。ベーシックインカムは多様な位置づけが可能であり、その実現可能性をめぐっても十分な議論が必要である。その政治的合意が近い将来に起こりうるとはいえない。しかし資本蓄積の不安定な土台のうえに安定的な社会保障制度を構築することはできないことからすれば、就労と切り離した普遍的な生活保障、所得保障が必要である。ベーシックインカムの普遍主義的性格は、既存の社会保障制度改革を評価する基準ともなる。